

○古河市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する規則

平成17年 9 月12日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、古河市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第59号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 条例第3条に規定する申請は、指定管理者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

(指定等)

第3条 市長は、条例第4条第1項、第2項又は第5条の規定による候補者を選定したときは、当該施設に係る申請者に対し、指定管理者指定候補者選定結果通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、条例第6条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定した法人又はその他の団体（以下「指定団体」という。）に対し、指定管理者指定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(事業報告書)

第4条 条例第9条に規定する事業報告書は、指定管理者事業報告書（様式第4号）によるものとする。

(指定の取消し等)

第5条 市長は、条例第10条第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めての管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者指定取消し等通知書（様式第5号）により当該指定をしていた指定団体に対し通知するものとする。

(審議会)

第6条 条例第14条で規定する古河市公の施設指定管理者選定審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長が欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の庶務は、行政管理主管課において処理する。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年9月12日から施行する。

附 則（令和3年規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則に規定する様式の使用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則（令和5年規則第12号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

古河市長 あて

申請者 所在地  
団体の名称  
代表者名



指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称及び所在地

施 設 名

施設所在地

2 添付書類の名称

様式第2号(第3条第1項関係)

年 月 日

指定管理者指定候補者選定結果通知書

様

古河市長



年 月 日付けで申請のありました指定管理者の指定候補者の選定結果につきましては、次のとおりです。

1 公の施設名

2 選定結果

指定管理者指定候補者に  
選定しました。  
選定しませんでした。

3 その他

様式第3号(第3条第2項関係)

年 月 日

指定管理者指定通知書

様

古河市長



指定管理者の指定について、次のとおり通知します。

1 指定管理者として管理を行う公の施設の名称

2 決定区分

指定管理者に  
指定しました。  
指定しませんでした。

3 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 その他

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

指定管理者事業報告書

古河市長 あて

所在地  
報告者 団体名  
代表者氏名

古河市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 管理を行った公の施設の名称
- 2 管理業務の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 管理業務の実施状況
- 4 利用状況
- 5 使用料又は利用料金の収入実績
- 6 管理に係る経費の収支状況
- 7 その他

様式第5号(第5条関係)

年 月 日

指定管理者指定取消し等通知書

様

古河市長



地方自治法第244条の2第11項の規定により、次のとおり指定管理者の指定取消し・業務の停止を命じます。

(1) 指定管理者として管理を行っていた公の施設の名称

(2) 理由

(3) 指定取消し日 年 月 日

(4) 業務停止の期間と業務の範囲

期 間 年 月 日から 年 月 日まで  
業務範囲